

議案第22号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区公共施設利用案内システムにより使用の希望の申出及び使用の申請をすることができる施設の使用日を、同システムの利用者登録の有効期間内の日に限定する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「希望」の次に「の申出」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による使用の希望の申出において、けやき施設の使用を希望することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。

第7条第3項中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による使用の申請において、けやき施設を使用しようとすることができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。

第8条第1項及び第9条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に行った世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出又は同条例第7条第1項の規定による使用の申請に係るけやき施設（同条例第2条第1項に規定するけやき施設をいう。）の使用の手続については、この条例による改正後の第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。